
QA9-17 「汚染状況重点調査地域」とは何ですか。

A

- ① 汚染状況重点調査地域とは、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト ($\mu\text{Sv/h}$) 以上の地域を含む市町村（平成23年8月を基準）のうち、法律に基づき、指定されている地域です。
- ② この毎時 0.23 マイクロシーベルト ($\mu\text{Sv/h}$) という要件は、その地域における追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト (mSv/年) に当たる放射線量（安全側に立った仮定の下での推計値）です。
- ③ 平成 28 年 12 月末現在、福島県を中心に、全国で 8 県 94 市町村が指定されており、当該市町村が中心となって除染を実施することになっています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 9 章 131 ページ「除染特別地域と汚染状況重点調査地域」

下巻 第 9 章 133 ページ「汚染状況重点調査地域（補足説明）」

出典：環境省「除染情報サイト」より作成

出典の公開日：平成 24 年 10 月

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日